

大阪狭山市総合教育会議運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する大阪狭山市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び協議・調整を行う事項等を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の傍聴等）

第3条 総合教育会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、総合教育会議の都度、市長が定める。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場所においては静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 会議場所において発言をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食をしないこと。ただし、総合教育会議が認める場合は、この限りではない。
- (5) 示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 会議場所において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、総合教育会議が認める場合は、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

3 傍聴人は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

（議事録）

第4条 市長は、次に掲げる事項を議事録に記載しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議・調整が行われた事項及び内容
- (4) その他必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを市役所情報公開コーナーに備え置くとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、総合教育会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

(事務局)

第5条 総合教育会議の事務局は、政策調整室に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。